

# 資料編



## 検討体制

「あきる野市環境基本計画」の検討は、公募市民、町内会・自治会代表、識見を有する者等 20 名からなる「あきる野市環境基本計画市民検討委員会」(以下「市民検討委員会」といいます。 )と、庁内横断組織である「あきる野市環境基本計画策定本部」及び「あきる野市環境基本計画策定本部委員会」(以下「策定本部」及び「策定本部委員会」といいます。 )で行いました。

また、識見を有する者、市民、事業者からなる「環境審議会」に、「あきる野市環境基本計画の基本的方策」について諮問し、平成 18 年 3 月 20 日に答申をいただきました。

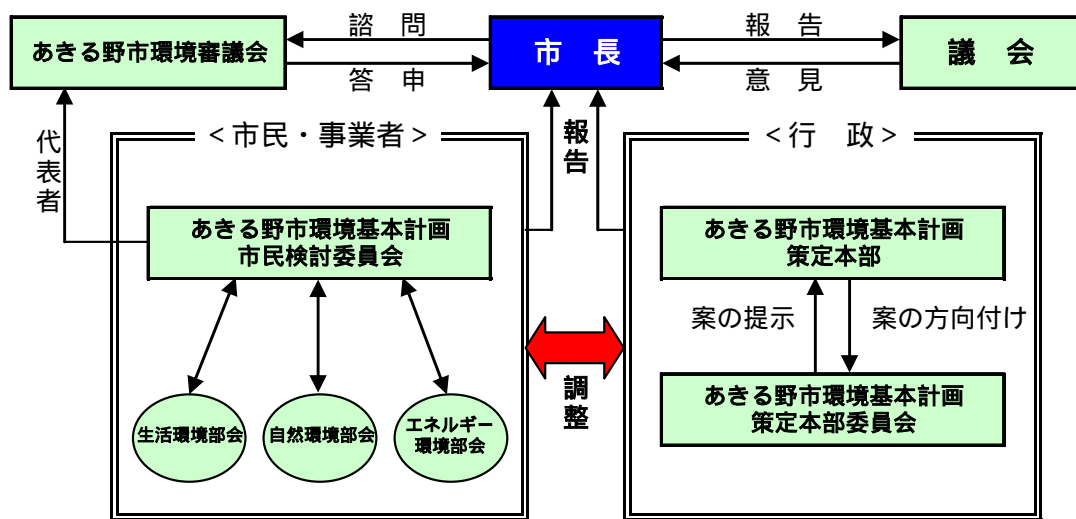


図 検討体制図

### 1. あきる野市環境審議会委員名簿 (平成 16 年 9 月 27 日時点)

委員長等	氏名	所属
会長	亀山 章	東京農工大学農学部教授
副会長	石川 昌宏	都市環境審議会
委員	青木 旦治	廃棄物減量等推進審議会
委員	上原 邦弘	環境カウンセラー
委員	志村 秀男	緑地保全審議会
委員	伊東 一郎	環境基本計画市民検討委員会
委員	栗原 晋二	環境基本計画市民検討委員会
委員	森田 進	環境基本計画市民検討委員会
委員	高水 宏樹	観光協会会長
委員	鶴田 和男	商工会副会長
委員	橋本 昌司	農業委員会会長

## 2. あきる野市環境基本計画市民検討委員会委員名簿

部 会	氏 名	所 属	部会長等
自然環境 部会	栗原 晋二	軍道自治会	副委員長 部会長
	市倉 正一	三内自治会	委 員
	佐野 泰道	廃棄物減量等推進審議会	委 員
	田中 英雄	星竹自治会	委 員
	辻 淑子	公 募	委 員
	三浦 忠士	緑地保全審議会	委 員
	水野 克郎	公 募	委 員
	森 博	あきる野市観光協会	委 員
生活環境 部会	伊東 一郎	都市環境審議会	委員長 部会長
	竹内かおり	公 募	委 員
	田中 守	公 募	委 員
	中野 孝士	環境カウンセラー	委 員
	堀江 博明	あきる野市農業委員会	委 員
	宮崎 幹夫	小川町内会	委 員
	森 信保	原小宮町内会	委 員
エネルギー 部会	森田 進	下代継町内会	部会長
	大関 誠	公 募	委 員
	松村 和夫	あきる野商工会	委 員
	八田野剛紀	五日市入野自治会	委 員
	市倉 公夫	あきる野市環境経済部	委 員

## 3. あきる野市環境基本計画策定本部・策定本部委員会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	委員長等
策定本部	助 役	前田 和利	本 部 長
	環境経済部長	市倉 公夫	副本部長
	収入役	浦野 龍治	委 員
	教育長	宮林 徹	委 員
	企画財政部長	渡辺 孝	委 員
	総務部長	木内 章二	委 員
	市民部長	鈴木 貞夫 (H16) 関田 正幸 (H17)	委 員
	観光担当参事	栗原 達夫 (H16)	委 員
	福祉部長	私市 豊	委 員
	子育て支援・児童担当参事	関谷 善右 (H17)	委 員
	社会福祉協議会担当参事	渡邊 俊夫	委 員
	都市整備部長	小山田良徳	委 員
	議会事務局長	遠藤 喜義	委 員
	学校教育部長	関田 正幸 (H16) 岸 盛美 (H17)	委 員
	指導担当参事	堀米 孝尚 (H16) 中野 秀樹 (H17)	委 員
社会教育部長	小島 勲	委 員	
策定本部 委員会	環境経済部長	市倉 公夫	委員 長
	環 境 課 長	高畑 民男 (H16) 多功 豊 (H17)	副委員 長
	企 画 課 長	関谷 善右 (H16) 浦野 治光 (H17)	委 員
	総 務 課 長	岸 盛美 (H16) 沖倉 道夫 (H17)	委 員
	地域振興課長	中村 正美	委 員
	市 民 課 長	小林 良夫	委 員
	農 林 課 長	平野 恒夫	委 員
	商工観光課長	鈴木 規夫 (H16) 荒井 浩之 (H17)	委 員
	生活福祉課長	橋本 豊	委 員
	都市計画課長	矢崎 信	委 員
	まちづくり推進課長	乙津 秋廣	委 員
	建 設 課 長	安國 光嗣	委 員
	下水道課長	丹生 重吉	委 員
	庶 務 課 長	関根健次郎 (H16) 荻島 邦彦 (H17)	委 員
	社会教育課長	青木 勇	委 員

## 検討の経緯

平成 16 年 8 月から平成 18 年 2 月にわたり、市民検討委員会（計 22 回）と庁内策定本部（計 5 回）・策定本部委員会（計 6 回）での検討を重ね、環境審議会での 4 回の審議を経て、答申をいただきました。

市民検討委員会では、全体会での話し合いとともに、「自然環境部会」、「生活環境部会」、「エネルギー環境部会」の 3 つの部会に分かれて、それぞれの分野での詳細な検討を行いました。

また、平成 16 年 10 月には、市民・事業者に対する環境意識調査（市民 2,000 件、事業者 200 件）を行い、市民・事業者の環境に対する意識、あきる野市の環境の評価、環境行動の実践状況などを把握しました。

平成 17 年 3 月には、中間のまとめとして環境基本計画の骨子を公表、また平成 18 年 1 月には、「あきる野市環境基本計画素案」を公表し、市民・事業者の方から意見をいただきました。

### 1. 環境審議会での審議経緯

回	開催日時	審議事項
第 1 回	平成 16 年 9 月 27 日（月）	・ 諮問について ・ あきる野市環境基本計画の策定方針について
第 2 回	平成 17 年 3 月 7 日（月）	・ あきる野市環境基本計画中間のまとめについて ・ 公表について
第 3 回	平成 17 年 11 月 22 日（火）	・ あきる野市環境基本計画素案について
第 4 回	平成 18 年 3 月 10 日（金）	・ あきる野市環境基本計画案について ・ 答申について
答申	平成 18 年 3 月 20 日（月）	・ 答申



市長への答申（平成 18 年 3 月 20 日（月））

## 2. 市民検討委員会での検討経緯

<平成16年度>

回	開催日時	区分	検討事項
第1回	平成16年8月24日(火)	全体会	・委員長、副委員長の選出 ・環境基本計画について
第2回	平成16年9月22日(水)	部会	・部会ごとでワークショップ あきる野市の良いところ、悪いところ <魅力マップ・課題マップの作成>
第3回	平成16年11月1日(月)	部会	・あきる野市の環境の評価と課題について
部会活動	平成16年11月15日(月)	自然部会	・市内見学会 五日市地区
第4回	平成16年11月22日(月)	部会	・あきる野市の環境の評価と課題について
部会活動	平成16年12月14日(火)	自然部会	・市内見学会 秋川地区
第5回	平成16年12月22日(水)	部会	・あきる野市の環境の評価と課題、重点課題について
第6回	平成17年1月25日(火)	部会 全体会	・あきる野市の環境の重点課題と対応方針について(部会) ・部会発表、望ましい将来像について(全体会)
部会活動	平成17年2月8日(火)	自然部会	・重点課題について
第7回	平成17年2月24日(木)	部会 全体会	・望ましい将来像と中間のまとめについて ・全体会での調整
第8回	平成17年3月9日(水)	全体会	・「中間のまとめ」について
部会活動	平成17年3月11日(金)	自然部会	・「中間のまとめ」について検討
第9回	平成17年3月28日(月)	全体会	・「中間のまとめ」について



<平成 17 年度>

回	開催日時	区分	検討事項
部会活動	平成 17 年 4 月 14 日 (木)	自然部会	・アンケート結果について
第 10 回	平成 17 年 4 月 21 日 (木)	全体会	・今後の進め方について ・施策の具体化について
第 11 回	平成 17 年 5 月 11 日 (水)	部会	・重点的に進めるべき施策について
第 12 回	平成 17 年 5 月 25 日 (水)	部会	・重点的に進めるべき施策について
第 13 回	平成 17 年 6 月 15 日 (水)	部会	・重点的に進めるべき施策について
部会活動	平成 17 年 6 月 30 日 (木)	自然部会	・重点的に進めるべき施策について (補足)
第 14 回	平成 17 年 7 月 20 日 (水)	全体会	・重点的に進めるべき施策について
第 15 回	平成 17 年 8 月 24 日 (水)	全体会	・地域別環境づくりの方針について ・主体別の環境行動について
第 16 回	平成 17 年 9 月 21 日 (水)	全体会	・主体別の環境行動について ・地域別環境づくりの方針について
第 17 回	平成 17 年 10 月 26 日 (水)	全体会	・地域別環境づくりの方針について
第 18 回	平成 17 年 11 月 16 日 (水)	全体会	・あきる野市環境基本計画素案について
部会活動	平成 17 年 12 月 8 日 (木)	自然部会	・「(仮)あきる野みどり・アクションチーム」について検討
第 19 回	平成 17 年 12 月 21 日 (水)	全体会	・素案に寄せられた意見について ・「(仮)あきる野みどり・アクションチーム」の設置について
第 20 回	平成 18 年 1 月 18 日 (水)	全体会	・あきる野市環境基本計画素案について
第 21 回	平成 18 年 2 月 21 日 (火)	全体会	・あきる野市環境基本計画案について ・概要版について
第 22 回	平成 18 年 2 月 28 日 (火)	全体会	・あきる野市環境基本計画案の修正について

### 3. 策定本部・策定本部委員会での検討経緯

回	開催日時	区分	検討事項
第1回	平成16年10月18日(月)	策定本部・ 策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画策定の概要について</li> <li>・施策調査の実施について</li> <li>・市民、事業者アンケートについて</li> </ul>
第2回	平成17年2月9日(水)	策定本部・ 策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者アンケート結果</li> <li>・中間のまとめについて</li> </ul>
第3回	平成17年2月21日(月)	策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめについて</li> </ul>
第4回	平成17年3月14日(月)	策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめについて</li> <li>・公表について</li> </ul>
第5回	平成17年8月11日(木)	策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本計画における施策及び重点施策 (市民検討委員会案)について</li> <li>・上記に基づく施策調査の実施について</li> </ul>
第6回	平成17年11月29日(火)	策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あきる野市環境基本計画素案</li> </ul>
第7回	平成17年11月29日(火)	策定本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あきる野市環境基本計画素案</li> </ul>
第8回	平成18年3月8日(水)	策定本部・ 策定本部委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あきる野市環境基本計画案</li> </ul>





# あきる野市環境基本条例(全文)

平成16年3月30日条例第1号

## 目次

- 第1章 総則(第1条 第7条)
- 第2章 環境基本計画等(第8条・第9条)
- 第3章 施策の推進(第10条 第19条)
- 第4章 あきる野市環境審議会(第20条)
- 第5章 雑則(第21条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、あきる野市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等における支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全等における支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、豊かな自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべてのものの積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、市民若しくは他の事業者との公害に係る紛争を未然に

防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(協働の責務)

第7条 市、市民及び事業者は、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めるものとする。

## 第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、あきる野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する目標
- (2) 環境の保全等に関する基本的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第20条に規定するあきる野市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての調整等)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 施策の推進

(公害に係る措置)

第10条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(自然環境の充実)

第11条 市は、豊かで貴重な水環境及び緑環境の充実を図り、自然と人との豊かな触れ合いを確保するものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、増改築、維持管理等に当たり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(環境学習の推進)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これらのものによる自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

(支援措置)

第14条 市は、市民、事業者又はこれらのものの組織する民間の団体による環境の保全等に寄与する自発的な環境の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境の監視、測定等)

第16条 市は、大気、水質その他の環境の状況を的確に把握するため、必要な監視及び測定を行うものとする。

2 市は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(情報の収集等)

第17条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(国等との協力)

第18条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第19条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

## 第4章 あきる野市環境審議会

### (環境審議会)

第20条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、あきる野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問を受けて審議し、又は建議することができる。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

### (委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 あきる野市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成7年あきる野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 主な環境関係法令

### 法律

環境基本法	環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定め、国や地方公共団体、事業者、国民の責務を定めた法律。（平成 5 年 11 月施行）
循環型社会形成推進基本法	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」などの上位に位置付けられる、循環型社会を形成するための基本法で、平成 12 年に成立した。 同法に基づき、平成 15 年 3 月には「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成のための数値目標などが示された。（平成 12 年 6 月施行）
地球温暖化防止法	正式名称は「地球温暖化対策の推進に関する法律」。同法により、地方公共団体には、事務・事業に関する温暖化防止に向けた実行計画（「地球温暖化防止対策実行計画」）の策定及び二酸化炭素排出量の公表が義務付けられている。また、地域の実情に応じた温暖化防止実行計画（「地球温暖化防止地域推進計画」）の策定も努力義務として定められている。 （平成 11 年 4 月施行）
フロン回収破壊法	正式名称は「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」。オゾン層破壊の原因となるフロン類の適正な回収・破壊を行うため、カーエアコンを搭載した車を廃棄処分する者がフロン回収等の費用を負担することが義務付けられている。（平成 14 年 10 月施行）
エネルギー政策基本法	エネルギー需給に関する基本的な方針を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにした。エネルギーの安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用といった基本理念を掲げている。（平成 14 年 6 月施行）
グリーン購入法	正式名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国や地方公共団体などの大口需要者である公的機関が率先して低環境負荷型の製品等を調達することによって、環境物品等の流通を促進し、価格を下げ、民間のグリーン購入を促進させることを狙いとしている。（平成 13 年 4 月施行）
資源有効利用促進法	正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」。廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再使用（リユース）、原材料としての再利用（リサイクル）の「3R」を新たに導入し、資源の有効利用を総合的に体系づけた。 （平成 13 年 4 月施行）
容器包装リサイクル法	正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の容積比で 6 割、重量比で 2 ~ 3 割を占める容器・包装ごみについて、消費者、自治体、事業者がそれぞれの立場で、ビン・缶・飲料用紙パック、ペットボトルなどのリサイクルを推進し、ごみの減量化とリサイクルの実現を図るため制定された。平成 12 年 4 月からは、ダンボールなどの紙容器とプラスチック容器などにも対象が拡大されている。（平成 9 年 4 月施行）
家電リサイクル法	正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、ルームエアコンの 4 品目を対象に、メーカーが有料で回収し、リサイクルすることを義務づける法律。（平成 13 年 4 月施行）

食品リサイクル法	正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。食品製造業などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行い、飼肥料などの原材料として利用を進めることを目的としている。（平成 13 年 5 月施行）
自動車リサイクル法	正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。年間約 400 万台（中古車輸出もめると 500 万台）排出される使用済自動車のシュレッダー・ダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルの促進を進めることによって、最終処分量の減少と、不法投棄・不適正処理の抑制を図るもの。平成 14 年 7 月に公布され、段階的に施行される。（平成 17 年 1 月 1 日本格施行）
自然再生推進法	自然再生を総合的に進め、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、自然再生事業を専門家や NPO など地域主導で進めていくことを狙いとしている。（平成 15 年 1 月施行）
外来生物法	正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。特定外来種の飼養、輸入等について必要な規制や、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命もしくは身体または農林水産業にかかわる被害を防止することを目的としている。（平成 17 年 10 月施行）
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境汚染の防止や汚染の除去を図り、国民の健康を保護することを目的とし、耐容一日摂取量（第 6 条）、大気・水質・土壌の環境基準（第 7 条）、廃棄物焼却炉等の特定施設の排出基準（第 8 条）土壌汚染に係る措置（第 29～32 条）などが定められている。（平成 12 年 4 月施行）
PRTR 法	正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」。有害化学物質の環境への排出量の把握などにより、事業者の自主的な化学物質の管理の改善促進や、化学物質による環境の保全上の支障の発生を未然に防止することなどを目的とした法律。特定の化学物質について情報の届出・集計・公表などを定め、指定化学物質を扱う事業者には、MSDS（Material Safety Data Sheet）*の交付による情報提供を義務づけている。（平成 12 年 4 月施行、平成 14 年 4 月届出制度開始）
土壌汚染対策法	土壌汚染による健康影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まっている状況を踏まえ、国民の安全と安心の確保を図るために制定された法律。土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策の実施について定められている。（平成 15 年 2 月施行）
環境教育推進法	正式名称は「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」。持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定めて、一人ひとりが環境への理解を深め、自発的に環境保全に取り組むための支援を行っていくことを目的としている。 同法第 8 条において、地方公共団体も、その自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、または計画を作成し、公表するよう義務付けられている（努力義務）。（平成 15 年 10 月施行）
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図ることを目的とした法律。良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置について規定している。わが国で初めての景観についての総合的な法律。（平成 16 年 12 月施行）

## 東京都の条例

東京都環境確保条例	正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」。東京都公害防止条例が全面的に改正されたもので、従前の工場公害規制に加え、ディーゼル車の運行制限など自動車公害対策の充実強化や、化学物質の適正管理、土壤地下水汚染対策、環境への負荷の低減の取組等を新たに規定している。 (平成13年10月施行)
東京都自然保護条例	正式名称は「東京における自然の保護と回復に関する条例」。自然保護指導者の育成、里山の保護などを内容としている。この条例は「広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保すること」を目的とするもので、都と都民の連携等、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護、開発の規制などについて規定している。 (平成13年4月施行)

## あきる野市の条例

あきる野市 環境基本条例	あきる野市の環境の保全、回復及び創造について、基本理念や、市民・事業者・市の責務、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めた条例。 (平成16年4月施行)
あきる野市 清流保全条例	あきる野市の清流を守り残すため、市長、市民及び事業者の責務や、水質保全、親水環境の保全のための禁止事項や適正処理等について定めた条例。 (平成15年4月施行)
あきる野市 ふるさとの緑地 保全条例	緑の保全と緑化の推進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした条例。市長、市民及び事業者の責務や、緑化基準、保存緑地の指定や、開発時の届出等について定めている。 (平成7年9月施行)
あきる野市 都市環境条例	あきる野市の美しいまちなみと、潤いと親しみのある都市環境の保全と創造、健全な市民生活の確保を図り、魅力あるまちづくりを進めることを目的とした条例。都市環境形成にあたっての市長、市民、事業者の責務や、都市環境形成建築物や都市環境形成地域等の指定、都市環境形成基準、都市環境形成への住民参加、表彰・助成等について定めている。 (平成7年9月施行)

## 用語解説

### あ行

#### アイドリング・ストップ (P34)

自動車等の駐・停車時にエンジンを止めること。東京都環境確保条例で、大気汚染や地球温暖化防止のため、アイドリングは禁止されている。

#### あきる野型農業 (P73)

首都圏に位置しながら、台地部や山間部の地域ごとに特色ある生産及び経営を展開する、自然資源を生かしたあきる野市の農業をいう。台地部では、2箇所ファーマーズセンターで、山間部では地域資源を活用する直販体制の構築などに取り組み、地産地消型の農業を推進している。

#### あきる野市環境基本計画 (P1)

あきる野市環境基本条例第8条に基づき、あきる野市の環境の保全、回復及び創造に向けて、総合的かつ計画的な施策の推進を図るために、環境の保全等に関する目標、基本的な施策の方向、市民・事業者・市それぞれの役割や求められる行動を示す計画。

#### あきる野市環境審議会 (P98)

市長の諮問機関で、市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査・審議する。

#### 悪臭 (P34)

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法(1993年)では、典型七公害(大気汚染及び水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、悪臭)の一つに位置付けられている。

#### 石綿(アスベスト)(P34)

熱や電気を通さないため、防火や保温、絶縁材として使用されている。吸い込むと肺がんの原因になる。大気汚染防止法により、特定粉じん指定され、使用が規制又は禁止されている。

#### 雨水浸透ます (P27)

底や側面にたくさんの穴が空いており、地中に埋めて貯まった雨水をゆっくりと地下に浸透させる施設。地盤沈下の抑制、地下水のかん養、健全な水循環の保全、浸水被害の抑制などの効果がある。

#### エコアクション 21 (P50)

中小企業においても容易に環境配慮ができるような、環境マネジメントシステムや環境報告書などの取組を進めるための環境活動評価プログラム(環境省策定)。平成16年度から、審査制度が導入されている。

#### エコドライブ (P34)

省エネルギー、また二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術。自動車等の駐・停車中にエンジンを止めるアイドリング・ストップをはじめ、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

#### エコハウス(環境共生住宅)(P51)

環境に優しい住宅づくりとして、国土交通省などが進めている住宅。リサイクル可能な建材の使用、雨水の地下浸透や雨水・中水の利用、自然光や風の取り込み、太陽光・風力発電の導入など、様々な工夫がある。

#### エネルギー診断 (P52)

工場、施設その他の建築物において、省エネルギー措置の適正さ・エネルギー効率の度合いや、改善の余地などを、省エネルギー法その他の規制やCSR(企業の社会的責任)の観点から専門家が調査を行うこと。

#### エネルギーマネジメント (P51)

省エネルギーの観点から、電気や天然ガスなどのエネルギー資源について、合理的な使用・管理をすること。建物内におけるBEMS(ビルディングエネルギーマネジメントシステム)、家庭におけるHEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)がある。

## オープンスペース (P44)

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地など、建物によって覆われていない土地の総称。

## オゾン層の破壊 (P2)

地球上のオゾン ( $O_3$ ) の大部分は成層圏に存在し、「オゾン層」と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

このオゾン層が、冷蔵庫、エアコンの冷媒などに使用されていたフロンなどによって破壊されている。フロンは、大気中に放出されると、対流圏では分解されず、成層圏に到達し、ここで太陽光により分解される際に生ずる塩素原子がオゾンを破壊する。

## 温室効果ガス (P2)

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

## か行

## 崖線緑地 (P40)

台地の崖に沿って広がる緑地。湧水が豊富に見られる。崖線部の樹林帯は、本市の緑の特性でもある。

## 化石燃料 (P78)

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている有限性の燃料資源をいう。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したもの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

## 合併処理浄化槽 ( 単独浄化槽 ) (P8)

生活排水のうち、し尿 (トイレ汚水) と雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」という。浄化槽法 (1983年) の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

## 家庭版 ISO (P51)

計画 (Plan) 実施 (Do) 点検・評価 (Check) 見直し (Action) という ISO14001 の「PDCA サイクル」の流れに基づき、家庭での環境保全行動や環境にやさしい生活を進めるためのツール。

## 環境家計簿 (P49)

毎日の生活の中で環境に関係する出来事や行動を記録し、家庭でどんな環境負荷が発生しているか、どのように改善していけばよいかのわかる出納簿のこと。毎月使用する電気、ガス、水道、ガソリンの量や、ごみの量に  $CO_2$  を出す係数を掛けて、家庭からの  $CO_2$  排出量を計算するものが多い。

## 環境学習リーダー (P28)

東京都が実施した育成講座を終了した人。環境保全に関するイベント等の企画・運営、環境学習に関する講座の講師、学校での総合の学習の時間における環境学習の支援など、環境活動に関する依頼を受けて、活動している (2006年3月末現在、市内2名)。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/psc/jinzai/leader-new/top.htm>

## 環境基準 (P31)

環境基本法に基づき、人の健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、有害化学物質などの基準が定められている。

## 環境税 (P63)

環境への負荷に対する直接的な費用徴収を行なうことで、市場メカニズムを通じて負荷削減を誘導する経済的手法。環境汚染物質の排出や不用品処理、廃棄物の最終処分、製品の生産、輸入等、再生資源以外の原材料の使用、採取、輸入等などに際して、量や質に応じて徴収する。

## 環境パートナーシップ (P59)

市民・事業者・市など、あきる野市に関わるすべての人々が、それぞれの立場に基づいた役割分担のもと、環境の保全に向けた取組・行動を相互に促し、励まし、支えあって進めることをいう。



## 環境負荷 (P2)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等における支障の原因となるおそれのあるものをいう。

## 環境マネジメントシステム (P51)

企業などが事業活動における環境配慮を、計画 (Plan) 実行 (Do) 点検・評価 (Check) 計画の見直し (Action) という流れに沿って系統的に管理するシステムのこと。

## 環境リスク (P2)

人為活動によって生じた環境の汚染や変化が、環境の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性 (おそれ) のこと。また引き起こされた環境汚染によって被害補償を求められる可能性をリスクとして捉える観点もある。環境リスクを適切に評価、管理するとともに、正確な情報を市民・事業者・市等のすべての人が共有しつつ、相互に意思疎通を図る「リスクコミュニケーション」が重要である。

## 緩衝帯 (P95)

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガス等による公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って緑地や工作物を配置することがあり、この場合における緑地等の空間をいう。

## キッズ ISO14001 (P62)

子どもの環境教育のためのプログラムで、取組結果を評価・認定するもの。家庭の環境に取り組む入門編から開始し、初級編を経て、地域の環境問題を中級編で取り組み、最後に海外と連携して環境問題に取り組む上級編へ進む。

## 京都議定書 (P2)

1997年12月京都で開催されたCOP3(第3回気候変動枠組条約締約国会議)で採択された。先進国に対し、2008~2012年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。  
ロシアの批准を受け、2005年2月に発効された。

## 近隣騒音 (P34)

生活を通して発生する多種多様な音が騒音として問題になるケース。具体的には、商業宣伝の拡声器の音、飲食店での営業騒音、家庭でのピアノ、テレビ、エアコンの音、ペットの鳴き声などをいう。

## クリーンエネルギー自動車 (P50)

二酸化炭素や大気汚染物質などの排出が少ない車。エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現するハイブリッド車や、発電装置として燃料電池を搭載した燃料電池自動車などがある。本計画書では、八都県市指定の低公害車をさす。

## グリーン購入 (P36)

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、その必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活などの購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業にも環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。

## グリーン調達 (P39)

行政機関や企業などが資材や部品、原材料、その他様々な物品やサービスを利用する際に、環境に配慮した製品を優先的に選択して購入すること。

## 公益的機能 (P84)

樹林地、農地などが持つ多様な機能で、大気浄化、気象緩和、地下水のかん養、景観形成、火災や地震時の防災機能、生物生息環境としての機能、レクリエーション空間の供給などが含まれる。

## コージェネレーションシステム (P55)

発電と同時に発生した排熱を冷暖房や給湯などに利用するエネルギー供給システムで、熱効率の向上を図る技術。二酸化炭素の排出削減策としても注目されている。

## こどもエコクラブ (P62)

環境省が進める小・中学生を対象にした環境活動クラブのこと。生き物調査やリサイクルなど自主的な取組を進めたり、全国のクラブ員との交流を図るなど、環境教育の面でも効果を上げている。

## ごみ会議 (P45)

市民・事業者・市の連携・協力により、ごみの減量化などを推進する会議。ごみ情報誌「へらすぞう」の発行などを行っている。

## ごみの発生抑制 (P36)

原材料の効率的な利用、製品の長時間使用などにより、廃棄の段階だけでなく製造、消費、使用等の各段階で廃棄物等となることをできるだけ抑制すること。

## さ行

## 里山 (P9)

集落の近くにあつて、燃料としての薪(薪炭用木材)や山菜とり、落ち葉を利用した堆肥づくりなど、地域住民の生活と密接に結びついた雑木林や田んぼ、水路などがある場所のこと。

## 里山文化 (P87)

雑木林では定期的に下刈や伐採を行い、薪や炭、堆肥を得たり、谷底部では水田や畑をつくったりといった里山での生活や文化をいう。

## 里山保全地域 (P25)

雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、または生育する良好な自然を形成することができると思われる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう(東京における自然の保護と回復に関する条例第17条)。2005年度にあきる野市の横沢入地域が、第1号として指定された。

## 3R 行動 (P38)

リデュース (Reduce : 発生抑制)、リユース (Reuse : 再使用)、リサイクル (Recycle : 再生利用) の3つのRを進める行動のこと。

## 酸性雨 (P2)

pH5.6以下の酸性の雨(雪・霧も含む)。自動車、工場などで石油や石炭を燃やすと、二酸化硫黄、窒素酸化物などが大気に放出され、硫酸や硝酸に変わる。これが雨水に取り込まれて酸性雨となる。

## 市街化区域 (P8)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、優先的かつ計画的に市街化を進める区域。

## 市街化調整区域 (P8)

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域で、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

## 室内環境汚染物質 (P34)

ホルムアルデヒドなど、住宅建材や壁紙、家具などに含まれ、めまいや吐き気、頭痛などの症状(シックハウス症候群)を引き起こす化学物質。

## 地盤沈下 (P39)

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象。自然的要因とは地震による地殻変動などを指すが、環境保全上問題となるのは、地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などによる人為的要因による地盤沈下である。また、トンネル工事や農地排水など、土木開発や農地開発が原因となることもある。

## 市民農園 (P26)

一般には、農家など農地の所有者が、近隣の住民のために農作業などの目的で使用させる農園をいう。レクリエーションなどの余暇活動として行う農作物の栽培に対する関心の高まりに対応して、市民農園の適正、かつ、円滑な整備の促進を図るため、市民農園整備促進法(1990年)が公布された。

## 循環型社会 (P31)

循環型社会形成推進基本法(2000年)において、廃棄物等の発生抑制、循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会、と定義されている。

### 省 CO<sub>2</sub> 型交通 (P52)

交通による二酸化炭素排出量の削減に寄与する、交通需要マネジメント (TDM: Transportation Demand Management)、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策による、効率的な交通システム。

### 省資源型経営 (P36)

3R などを通し、環境面での配慮を進めている自治体・企業・団体などの組織活動のこと。資源を節約して効率的に利用する社会の構築に不可欠な要素の一つである。

### 食育 (P26)

食生活の欧米化や偏食などによる栄養不足や栄養過多による肥満、育ち盛りの子どもたちへの悪影響など、食に関する問題に対応し、心身ともに健康になるための「食」の教育。

### 植生 (P27)

ある地域における植物体の集まりの総称。

### 新エネルギー (P11)

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギーに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。太陽光発電、風力発電などの自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化などの新しい利用形態のエネルギーも含まれる。

### 人口集中地区 (P8)

区市町村の境界内で人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が隣接して、その人口が5,000人以上となる地域である。

### 新市建設計画 (P1)

「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」第5条に基づき策定され、合併後10年間の新市のソフト・ハード両面を含めた、まちづくり全般の総合計画となるもの。

### 森林整備計画 (P24)

森林法(1951年)に基づき策定され、あきる野市内の森林の計画的な管理・保全に関する計画をいう。現在、改定中である。

### 森林の減少 (P2)

伐採などにより世界の森林面積が減少していく状況。世界の森林面積約35億haのうち、毎年、日本の国土の約3分の1に相当する約1,100万haの森林が減少している。中でも、熱帯林の減少は著しい。

### 水源かん養機能 (P27)

森林の土壌が、雨水を浸透・貯留し(保水機能)、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能をいう。

### 水質汚濁 (P1)

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。

発生源は、生活排水、工場排水のほか、農業・牧畜排水などがある。影響としては、有機性汚濁による水質の悪化などのほか、富栄養化による藻類の異常繁殖及び貧酸素による水生生物の死滅、有害物質による魚介類や人への被害などがあげられる。

### 生態系 (P25)

あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物などのすべての生物と、その生活に関与する大気・水・土壌・光などの無機的環境からなる、一つの物質やエネルギー循環の系。自然を、構成する要素がそれぞれに他と関係し合ってまとまっている一つの系とみなす考え方によるもの。

### 生物多様性 (P2)

地球上での生物の多様さとその生息環境の多様さを表し、その保全は、人間が生存していく上で不可欠な生存基盤としても重要である。

「生物多様性条約」に基づき、わが国でも「新生物多様性国家戦略」を定め、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性といった3つのレベルでの多様性の保全が進められている。

## 騒音・振動 (P10)

環境基本法(1993年)で定義されている典型七公害の1つにあげられており、発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。

## た行

## ダイオキシン類 (P34)

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)のことで、極めて強い毒性をもつ有機塩素化合物。高濃度になると、発がん性や肝機能障害を及ぼす毒性がある。ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBについても似た構造と毒性をもつことから、合わせてダイオキシン類と定義されており、約233種類が確認されている。

## 大気汚染 (P1)

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気汚染のことをいう。大気汚染防止法では、ばい煙(硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、カドミウム、塩素、鉛、塩化水素、ふっ化水素など)、一般粉じん(鉱物などの堆積場から飛散)、特定粉じん(アスベスト)、特定物質(ベンゼンなど)について規制している。

## 待機電力 (P52)

テレビ、ビデオデッキ、エアコンなどを使っていない時に微量に流れている電力。日本の全電力消費量の10%を待機電力が占めているとも言われている。

## 太陽光発電 (P47)

太陽光を電気に変換して利用する発電方式。太陽から降り注いでいるエネルギーは、全人類の消費エネルギーの約1万倍にも相当するほど膨大だと言われている。

## 宅地開発指導要綱 (P27)

宅地開発やマンション建設などに対して区市町村が定めた指導要綱。乱開発の防止や公共施設の整備を通して、良好な都市環境を形成する上で一定の役割を果たしている。

## 単独浄化槽(合併処理浄化槽)(P85)

し尿(トイレからの汚水)のみを処理する浄化槽。

## 地域樹種 (P42)

長い期間の自然淘汰によって、それぞれの地域や立地環境によく適応し自然状態で分布している樹種。

## 地域通貨 (P63)

国が発行する国民通貨(マネー)に対して、地域住民自身が発行するのが地域通貨であり、エコマネーともいわれる。互いに助けられ支え合うサービスや行為(活動)を、地域やグループ独自の紙券やポイントなどに置き換え、これを「通貨」としてサービスやモノと交換して循環させるシステムのことをいう。

## 地球温暖化 (P2)

人類の化石燃料の消費による二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加によって、地球の平均気温が上昇する現象。異常気象や海面上昇をはじめ、生態系や食糧生産、人の健康にまで影響が及ぶ。

## 地球サミット (P2)

1992年6月にブラジル(リオ・デ・ジャネイロ)で開催された国連環境国際会議で、180ヶ国からの首相・NGO・企業・公共団体が参加した。環境と開発に関するリオ宣言、森林原則声明などが採択され、気候変動枠組み条約、生物多様性条約の署名も開始された。

## 地球市民 (P2)

それぞれを分け隔てる大きな壁や枠組みとは別に、異なる文化や歴史を、一人の人として互いに尊重し、理解しあい、認め合う意識を持った人々。

## 地区計画制度 (P21)

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う計画を「地区計画」という。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図ることができる。

## 地産地消 (P23)

「地域で生産されたものをその地域で消費すること」をいう。単に地域の食材を消費するだけではなく、「もの(食材)」を通して「ひと(心)」がつながることが原点である。この「人と人のつながり」を原点として、食農教育や食育、食文化の伝承と活用、生産者の生きがいや消費者の安心・信頼、さらには、食を柱とした、いきいきとした地域づくりへとつながっていく。

## 低公害車 (P34)

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、メタノール自動車、電気自動車及び低燃費・低排出ガス車などをいう。本計画書では、八都県市指定の低公害車をさす。(クリーンエネルギー自動車と同義)

## 低騒音・低振動舗装(排水性舗装)(P95)

道路を走行する車両によって発生する騒音を低減する舗装で、小粒径の骨材を使用し高い空隙率を持った排水性舗装(路面に滞留する水を排除し、雨天時の車両の走行安全性を向上させる)。

## 電磁波 (P33)

電磁波は、放射線、電波、光を総称した電界(電場)磁界(磁場)が相互に共存しながら振動して伝わる波動のこと。電気の流れているところでは必ず電磁波は発生する。

## 東京の名湧水 57 選 (P27)

東京都が 2003 年 1 月に選定・公表した。あきる野市内では、二宮神社と八雲神社の湧水が選定されている。

## 透水性舗装 (P29)

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法をいう。

## 土壌汚染 (P35)

特に、蓄積性を有する(ストック汚染)という点で、他の公害とは異なる特性を持つ。土壌汚染関連の法制度としては、1971 年に農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の制定、1991 年の土壌環境基準や 1997 年の地下水環境基準の設定を経て、2002 年に土壌汚染対策法が制定された。

## 土地区画整理事業 (P8)

土地区画整理法(1954 年)に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。

## な行

### 日照障害 (P33)

太陽光が、建造物などによってさえぎられ、生活に支障を及ぼすことをいう。

### 燃料電池 (P50)

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のこと。この反応により生じる物質は一酸化二水素、すなわち水(水蒸気)だけであり、クリーンで発電効率も高い。現在、燃料電池自動車、家庭用の燃料電池開発など実用化・商品化に向けて各企業が努力をしている。

## は行

### バイオマスタウン構想 (P24)

地域の関係者の広い連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われるバイオマスタウンの構想。あきる野市のバイオマスタウン構想は、平成 17 年度に公表された。

<http://www.biomass-hq.jp/biomasstown/pdf7/akiruno.pdf>

### 廃棄物減量等推進審議会 (P36)

あきる野市に設置された、区域内における一般廃棄物の減量等の事項に関する審議会。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下、市町村は、条例で、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

### ビオトープ (P40)

本来はドイツ語で、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間をいう。空き地、校庭などに造成された、昆虫、魚、野鳥など小動物や植物の生息・生育環境を意識した空間を指している場合もある。

### 光害 (P35)

ネオンや街灯の光によって、夜間星がよく見えなくなったり、農作物の生育や生態系への影響が生じること。

### ヒートポンプ (P53)

水を低い所から高い所に押し上げるポンプのような原理で、低温側から高温側に熱を移動させる仕組み。少ないエネルギーで効率的に熱を取り出すことができる。利用可能な熱源としては、大気、地下水、ビルの雑排水、海水、下水などがある。

### 粉じん (P34)

物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い発生、飛散する微細な粒子状の物質。特定粉じん(アスベスト)と一般粉じん(それ以外)に区分されている。

### ポケットパーク (P93)

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。

### 保水能力 (P18)

森林などが、降った雨の一部を土壌に蓄える機能をいう。

### 保存樹木・保存緑地 (P41)

緑の保全を図るため、条件に該当する樹木や樹林地等を、保存樹木や保存緑地として指定する制度。

## ま行

### まちづくり協定 (P21)

住民自らが自分達の住む地域の目標とする将来像を描き、それに基づくまちづくりのルールを自主的に定めたもの。その実現のために住民の3分の2以上の同意を得て、住民と市長の間で締結する。

### 木質バイオマス (P24)

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いた「バイオマス」のうち、木に由来するものをいう。主な活用方法としては、直接燃焼による発電や、アルコール発酵、メタン発酵による燃料化などのエネルギー利用などがある。

### モニタリング (P74)

予め設定された基準(例えば排ガス規制における排出基準のような)が遵守される程度や基準からの偏りの程度を確定するために、一定の方法で等時間間隔をもって実施される調査。政策や法律の有効性の評価、基準の遵守度評価、システムにおける変化の兆候の早期発見の3つを主たる目的とする。

## や行

### 有害化学物質 (P10)

カドミウムや鉛、水銀、六価クロムなどの重金属のほか、塩化水素、PCB、アセトアルデヒドなど、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある物質。大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法などで取扱いが規制されている。

### 遊休農地 (P18)

長期にわたる不作付け地などをいう。担い手の高齢化、農家戸数の減少や米価を中心とした農産物価格の低迷などから増加している。

## ら行

### リサイクル (P31)

形を変えて再利用すること。リサイクルは、主にマテリアルリサイクル(原料として再利用)、サーマルリサイクル(焼却してその焼却熱をエネルギーとして再利用)、ケミカルリサイクル(化学処理を加えて、他の物質に転換し、再利用)の3つに分けられる。

### リサイクル率 (P70)

排出されたごみの総量に対してリサイクル(再生使用)された量の割合をいう。

## 緑地保全基金 (P24)

あきる野市基金条例(平成7年9月1日条例第43号)に基づく基金で、正式名称を「あきる野市ふるさと緑地保全基金」という。緑の保全及び緑化の推進のために積み立て、緑の保全及び緑化の推進に関する経費の財源となる。

## レッドデータ種 (RD種、希少種)(P20)

ここでは、個体数の減少や生息条件の悪化、捕獲の増大、交雑可能な別種の侵入などの圧迫が強まっている種をいう。

## ロングライフ化 (長寿命化)(P36)

循環型社会において、自然界から取り出すものや自然界へ廃棄されるものを最小とするために、再生利用のみならず、ものを修理・修繕したりしながら、大事に長く使用すること。

## E

### E M菌バケツ (P36)

E M菌の発酵剤利用の生ごみ処理を行う容器で、市で補助をしている。台所や給食室から出る生ごみをこの容器に入れ、ぬかみそ状の「EM剤」をふりかけながら数日発酵させる。生ごみは土と混ぜて腐葉土に、容器の株にたまった液は飼育小屋、園庭、砂場、トイレ等にまいて浄化剤として利用できる。

### ESCO 事業 (P51)

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

## I

### ISO14001 (P50)

国際標準化機構 (ISO) が作成した環境マネジメントに関する国際規格。企業・官公庁等が環境に対する負荷の低減など継続的に改善していくための目標を設定し、そのための人材教育やシステム構築を行った結果を認証機関が認定するもの。

## M

### MSDS (P115)

PRTR法に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品(指定化学物質等)を他の事業者へ譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS: Material Safety Data Sheet)の提供を義務付ける制度。

## N

### NPO(民間非営利組織: NonProfit Organization) (P3)

営利を目的としない活動を行っている民間の組織をいう。1998年3月、NPOの活動を促進するために、法人格を与える「特定非営利活動促進法(NPO法)」が成立した。環境保全に関する団体は、全国で7144団体(2005年12月末現在)が法人登録をしている。

## P

### PCB (P34)

ポリ塩化ビフェニル (Polychlorinated biphenyl) のこと。熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランスやコンデンサー、ノーカーボン紙などに用いられていた。難分解性で、生体に蓄積しやすく、高濃度になると、皮膚障害や肝機能障害を起こす。現在、PCBの製造・輸入は原則的に禁止され、事業者の保管するPCBの廃棄処理が定められている。

### PDCA サイクル (P99)

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Action) のプロセスを順に実施し、最後の見直しを次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法。

PDCAサイクルの考え方は、製造プロセス品質の向上や業務改善などに広く用いられ、ISO 14000などのマネジメントシステムに取り入れられている。







---

# あきる野市環境基本計画

---

平成 18 年 3 月

発行：東京都あきる野市

編集：あきる野市環境経済部環境課

あきる野市二宮 3 5 0 番地

電話 042-558-1111 (代)

<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/>

---